

近代中国の地主文書について——その種類と性質

(一九六四年一月東洋文庫講演)

村松 祐次

この所四、五年ほど、諸方の図書館にある中国の地主関係の私文書を読んで居りまして、幾つか初歩的な報告も書いたのですが、他に材料もありませんので、今晚はそのお話をさせていただきます。「近代中国の地主文書について」と言う題にしておきましたけれども、これはよく考えて見ますと少し不精確で、ほんとうなれば「近代中国の江南の民地の地主関係私文書について」とすべき性質のものであります。最初に話題の限定をさせていただきます。

と言うのは今までも多勢の方が中国の土地制度や地主制度について、色々研究していらっしゃるし、又それに関連して、時にはさまざまの文書史料、つまり印刷文献史料でない手書本の直接史料も使われているわけでありまして、しかも、しかし一般的に言えば従来の研究は、やはり主としては印刷の、文献史料に依拠している。これを文書史料

を中心によつて見たい。又従来は文書が利用される場合でも、公文書が多かった。それを私文書を中心にして、しかも清代の土地の主要な分類である民地について、民間の土地利用慣行、農業経済關係を、そのような文書史料を使って、どこまで跡づけうるか確かめたい。これが私のねらいであつたのであります。

ねらいと申ししましても、必らずしもよくねらつて始めた仕事でもなかつたわけでありませんが、こんな仕事をするこゝになつた経緯を、動機や問題点に引っかけて申し上げますと、先ず第一には、私どももそう教えられて来たわけですし、それが学界の定説でもあり、又定説と言うものは常にそうであるように、大体においてはその通りなのですけれども、従来の定説では、日本史の場合に比べると、中国史の場合には、印刷文献史料が非常に豊富な反面、手書本の文書史料の伝承は非常に稀少である、特に私文書の類はほとんど全く採訪せられて居ない、少くとも私などはそう教えられ、そう信じて来たのであります。

所が先年外国から帰つてすぐ、ここにお見えの市古教授と話して居て、東洋文庫に後にふれる費氏恭寿堂の地主文書のあることを知りました。それで、ふとその氣になつて、方々の図書館を歴訪して見ますと、意外に多くの、(恐らく日本国内にあるものだけでも、断片的なものを入れれば数百点の)私文書史料が、土地や農業や地主經營に関して、収蔵されて居るのであります。大きく言えば通説の通りであるけれども、と言って文書史料、私文書史料が、全く利用しえない訳ではない、案外に舶載されて利用をまつて居るものが多いのだ、と言うこと、そのことに氣がついたこと、これが一つであります。

もう一つは、口幅つたい言い方で恐縮ですが、中国史の史料の問題であります。これが只今申しましたように主と

しては印刷文献史料によつて居る。言い変えますと、誰かが特定の志向や限界をもつた関心に随つて、特定の思想をもつた頭で書き下し、編纂し、印刷したものを使つて居る。そうなるとその結果として、作製された史料の内容そのものも、当然に作者や編纂者の価値や志向の特定のあり方によつて、限定せられざるをえなくなつて参ります。申すまでもなくそう言う近代中国までの文献史料を作製したのは、ほとんど例外なく文人官僚であるか、或は官僚的文人、つまり官僚的なキャリアをめぐして教育された文人で、多かれ少かれ、はっきりと、固有に中国的、儒教的、天下國家的な価値・選好、したがつてかたよをもつた人たちでした。そこでそう言う人たちの限定された関心の外側にある社会的な実態と言うものもしあつたとしたら、或はさらにそれらの人たちがそれを抑圧しようとするような、彼らにとつて好ましくない社会的事態と言うものもしあつたとしたら、それはそう言う文献史料からだけでは、はっきりつかめる筈がない。特に中国について社会史とか経済史とかをやつてゆくためには、どうも文献史料の範圍から一歩踏み出した所で、仕事をする努力をしなければいけないのではないか、こんな感じを段々強くして居たのであります。又文献史料を駆使するためには、その文意を的確に把まなくてはなりません。勿論そのためには博言学的な、或は語学的な知識も必要であります。しかしそれと同時に、それだけでなくて、文献史料に見える固有に中国的な熟字なり言い廻しなりの、真に中国的に意味するところを具象的に、(語学的にでなく、)つかむことが是非必要であります。そしてそのためには、文献史料に記述のある事態や、これに関連した事柄につき、第一次直接史料を併行的に利用することが出来れば、非常に有用だと思われまます。

当然に同じ文書史料でも官文書でなくて、私文書を中心にして使つて見たい。出来ればそういう官の側のイデオロ

ギイの粉飾や被膜を排して、その底にある社会的実態に迫って行きたい。当時の官制なり、主権者や官吏の制度的、個別的な利害關心なりを不可避的に反映する文献史料とやらんで、文書史料を利用し、そのような官制や利害關心の外側にあり、又その下側にあるとも考えられる実体としての、地主や小作や自作農民の生活、それを互に結びつけて居る社会経済關係の全体に、探索の手をさしのべてみたい。そのために新しい史料分野の開拓を試みたい、こう考えたのであります。

そんなこともあって、手をつけましたのが、元は呉江の出で後に蘇州の混堂巷街に住んでおりました費仲深と言う者の、恭寿棧（又は恭寿盛棧）と言う租棧の文書でございます。始めは何だか分りませんものをくり返し見て居ります間に、段々他の租棧の史料も見つかり、つい足を取られまして、数年そのことの中に滞留して居た次第でございます。

まあそんなことで、最近見ました文書史料（と申しましても精査いたしましたのは、僅々百二、三十点に過ぎませんが）につき、今まで見ました範囲で、そのような地主私文書の種類、性質、それからそこに見出された私にとつては目新らしくった事実の一、二について、御報告申上げたいと存じます。

二

先ず種類でありますが、それについて述べるためにも、先ずふれなくてはならぬと思われるのが、「租棧」と言う地主經營の組織についてであります。と言うのは後述の地主文書のほとんど全部は、いずれもどこかの地主「租棧」の

職員によって、「租棧」の経営に關連して作製され、本来は多分地主「租棧」に保藏されたものだと思われるからであります。残存して居る地主文書がごとく租棧文書であると言うことは、租棧というものが当時の地主制に占めた地位が、かなり重いことを示すものと言えましょう。当然に租棧の研究は、清末の中国の地主制の研究には、重要な中心的な地位を占めてもよい筈だと言えそうです。ところが反面、地主租棧についての従来の研究は、どう見ても十分ゆきとどいて居るとは言いかねる状況なのであります。少くとも寡見の範囲内では、この調査を私が始めました一九五八年頃までに、租棧のことに多少ともふれて居た業績は、日本では天野元之助「支那農業經濟論」、同「支那農村雜記」（共に一九四二年、東京）だけ、中国でも陳翰笙が書いたと言う第一次の「中国經濟年鑑」の「小作制度」の項だけでなかつたかと思われれます。しかもその記事はかなり概括的なものでありまして、元より細部の機構を史料的に明確にしたものではなかつたのであります。

租棧と言うのは、大づかみに言うと、地主つまり管業戸であつて、主としては何らかの官職背景をもつて居る紳士が、他の地主からその所有地の管理經營を委託されて、これを自己の所有地や、受典地などと共に一括して管理し、コミッション・ベシスでその全体から小作料を徴収し、その全体について税を代納するために設けた、土地の管理經營と包攬との大規模機構であります。

従来中国の農民の間に、地主と小作人との分化が進行したこと、さらにはその小作人の間に上級小作人と下級小作人とが分化してゆくことによつて、小作關係が重層化してゆく場合のあつたことは、特に官地の承佃や一田二主制の發展などの關連において、広く注目されて来て居りました。しかし清末の中国の地主の上に、と申しますかこれと

ならんで、管理地主的な「租棧」の組織が発達して、単にその地主家族の成員や、少数の家人だけでなく、各種専門の職員をもつ賬房や、櫃房や、棧倉や、小作料催迫のための人的機構をも整備し、地主経営の大規模化と、経営機能の合理化とを進めて居りましたことは、或は余り知られて居なかつたのではないかと考えられます。

以下にふれる各種の文書は、ほとんど全部そのような地主租棧の職員の手になって、しかもことさらに保存されたのではなくて、偶然今日に残存した直接史料らしいのであります。当然にそれは従来余り明確に知られて居なかつた地主租棧と言うものの構造や機能の実態を、今までよりはくわしく、今までよりは露骨に、跡づける手がかりを与え、従つて当時の地主制の重要な部分につき、多くの新しい事実を提示するものではないかと、思われるのであります。

租棧とならんで、今度調査した地主文書の中に現れた、もう一つの重要な組織は、「義荘」でありました。これは元東亜研究所が所蔵し、現に国会図書館に入っております文書の中に、特に例の范氏義荘関係のものが多く見うけられるのです。范氏の義荘は、「范氏義荘」とか、「范府」とか、「范府荘田」とか言われますが、土地の経営や管理や収租の手續については、一般の租棧と非常に似て居ります。

義荘とか族産のことも、牧野巽博士をはじめとして、今まで研究せられた方は多いのですが、多少社会人類学的観点にかたよつて、歴史的考察が十分行われて居なかつたと、ロンドン大学のデニス・トウィチュエツト教授などは申します。なお文書史料の精査によつて、単に制度史的、又は社会人類学的な観点からだけではなく、社会経済史的な側面からも、多少の新寄与をする余地があるのでないか、と思われれます。

最後にも一つおことわりしておきたいことがあります。それはこのような地主租棧関係の文書史料の内、作製地点

の明瞭なものほとんど全部が、吳・長洲・元和の他、江南江蘇の、それも蘇州一帯のものである、と云うことであります。何分地主文書の調査そのものがまだ始まったばかりで、他の地域のそれを含めて、文書史料を広く調査したと言うわけではないのでありまして、租棧と言ふ地主経営の大規模組織が、江南の一部にだけ行われたものなのか、或は他の南北の諸地域にも、似通った形態は広く見られて、ただ何かの事情で他の地域については史料が失われてしまったのか、もし前者、つまりこの地方にだけ見られたのだとすれば、それは古い制度がこの地方にだけ残ったのか、新しい制度がこの地方からはじまったのか、問題である、と考えます。しかしこれは私が今までに見ました史料の範囲からだけでは、どちらとも断定出来かねます。恐らくこの点を明らかにするためには、視野を清朝中期以前に拡大し、又江南以外の地方における大規模な史料採訪活動をしないでならぬのだと考えます。しかし、いずれにせよ、ここで御紹介致しますものは、殆んど全部江南江蘇地方の文書でありますので、はじめに申しましたような表題の限定を、まず致した次第であります。

三

最初に、以下にふれます地主文書の種類を、まとめて列挙し、これに簡単な説明を加えておきます。

(イ) 小作契約書（召由・承攬）

「召由」、「承攬」は小作人が小作関係の開始に先立ち、佃耕すべき土地の所在や面積や小作条件を明記し、小作料を延欠せず、土地を抛荒しないと云うことを、租棧や義荘に対して約束する証書であります。小作人の他、屢々「央

中・「央」・「央保」と呼ばれる仲介者、時には仲介者でもある保証人「保租」が、連署花押して地主に差出すものであります。内容の一部には、特に旱害・水害・風災・虫損などの場合に、「四方ノ大例(大理)ニヨル」と、小作料の減免を意味するらしい文言を載せて居ることはあっても、大きく言えばやはり、小作人が地主に対し、小作料債務の完済を一方的に約束する、と言うのが、召由や承攬の一般的性質です。そのために特別に作られたらしい、一定の図案のついた用紙に、所要の文言を書き込んで、小作人と仲介者・保証人(央・央保)が署名し、これを地主租棧に渡して、租棧が保管したものでらしく、租棧・義荘関係の帳簿の丁間や、丁の紙間にはさまれて残っていることの多いものであります。

これに「召由」と言うものと「承攬」というものとがあります。召由の冒頭には「立召由某甲、田ノ耕種スベキモノ乏シキニ因リ、央ノ中ニ憑リ、今召シテ□□庄ノ田……ニ到ル」等とありますから、特定の小作人に特定の耕地の佃耕をさせることを、「召」と言ったことは明らかですが、「承攬」の方には、時々「立承攬人」としての小作人の他に、「見攬」と言う元の小作人らしい者の連署が多く見えますから、「承」字には小作人の交替や、小作権の継受の意味をふくむのかも分りません。中国では傅衣凌が、明清時代の安徽福建からの小作文書を紹介しておりますが、そこに見える「承管」とか「承佃」と言うものが、似た名称と、契約内容とをもつて居ります。

元よりこれは全て民地の、民人間の小作契約の証書として、官地のそれとは全く別であります。官地の承佃については、戸部の官産なれば「戸部執照」、礼部の官産なれば「礼部執照」と言うような、官の発行した官文書が、承佃人に渡されて居ります。これは東洋文化研究所に、沢山現物が収蔵されて居ますが、版も大きく、紙質もよく、立派な

官文書としての体裁を備えて居るだけでなく、内容も小作人から地主にでなく、地主である官の方から、承佃権の所在を示すために、小作人たる農民（尤もこの中には第二の、下級小作人に対し、地主のような地位を占めて臨む者が多かつたのだと思われませんが）に向つて交付されたもので、性質を全く異にして居ります。

ここで問題にして居りますのは、そのようにして官産の経営に参加し、それによつて直接官の庇護をうけ、満洲側のオイコスに投入したものでない、民間の民地の普通の小作人が、民人たる地主に提出した私文書としての小作証書であります。

(四) 租由（租繇）

土地の承佃の反対給附は小作料や脚力錢の支払であります。その収納のために、何月何日どこの地点で租棧が「開倉」するから、その後何日間の「飛限」・「頭限」・「二限」・「三限」等、いわゆる「納限」の期間内に、小作料を支払えと言ひ、小作料納期到来の告知書のようなものが、小作人の許へ租棧の職員である「催甲」とか「領催」によつて送達されます。これが「租由」（「租繇」と呼ばれるものです。これは国立国会図書館にも、東洋文庫にもあります。ハーバート大学の哈仏燕京漢和図書館に、蘇州地区の色々な租棧のものが、二十八点まで見出されます。

これは小作料収納の手續書類の一つとして、小作料徴集方式の一部を直接に明示するばかりでなく、特に小作料の収納地点を、巷名・橋名等にかけて明細に示す点（一例「繳租ハ屢門華陽橋ノ本宅ニ在テス」「棧ハ閩門内東仙洲巷ノ東首ニ設ク」等）が面白いと思われれます。例えばハーバート大学所蔵の租由二十八点の収租地点を、蘇州附近の

白地図に記入して見ますと、その圧倒的な大部分が蘇州の城内に位置し、少からぬ部分が城内の中心地の官人住居区域の裡にあるように思われます。これは収租のみならず租棧経営全体の位置、従つてその基本的な社会環境を、示すものとして重要だ、と思われまゝ。つまりそこには地主経営の大規模化と共に、都市化の傾向が明瞭に示されて居ります。しかし同時に後述する租棧文書の中には、地主が簡単に土地から遊離化して居ない、むしろきわめて強力に小作地と小作農民とを掌握支配している情況が、はつきり示されて居ります。このことはなお小作料徴収の機構に関連して後にふれますが、どうも地主経営の都市化とレントナー化を一義的に結びつける通説的な図式は、租棧をめぐる実情に適合しないように思われます。

或はそのような遊離化の傾向に抵抗するために、中国の地主制が創出した制度的対抗手段が、租棧組織だと言ってもよいでしょう。一般的に言えば、地主が都市化すれば、土地と農村秩序から遊離化してゆく傾向をもつべきである、このことには何の疑もありません。しかし中国の租棧の場合には、必ずしもそうなつて居ないのです。勿論一部には商工業に従事したり、隔地で官職にいたり、直接土地の経営にタッチすることの出来ぬ地主の発生が見られることは通説の通りです。しかし彼らはその土地の経営を、より強い支配力を農村に及ぼすことの出来る紳士身分を持つ租棧主に委託し、包攬せしめることによつて、迂廻的にはきわめて強力に、土地を掌握しつづけます。彼ら自身の土地収益そのものは、ことによると租棧の仲介に依存して、次第に間接化し、定率化してゆく傾向をもつかも知れませんが、彼らの土地における小作人と地主支配との関係は、依然強力な直接的でありつづけるのです。

そのような租棧に代表せられる地主の強力な地位を、端的に反映するものの一つは、租由の文面であります。租由

の主文には、「本棧□月□日開倉シテ収租ス。催甲□□□□伝知セヨ。□字□号、佃戸□□□□……」等と、開倉月日、催甲名、佃戸名、土地の所在および面積、小作料額、収租地点等を、列記し通告するに止まるものもありますが、又、「本莊ハ□月□日ニ於テ開倉ス。爾ラ佃、速カニ乾潔ノ好米ヲ將テ、親シク自ラ棧ニ到ツテ完納シ、以テ国課ヲ転輸スルニ便ナラシメヨ。モシ敢エテ醜米ヲ將テ樞交シ、及ビ恃頑抗欠セバ、立チドコロニ即チ官ニ送り、追比シテ(寛)貸セザラン」と言うように、露骨に高圧的な調子のもも少くありません。特にこの際、租を完納することによって、国課転輸に便ならしめよとか、「税ハ租ヨリ出ヅ」とか、小作人の租棧に対する小作料の支払と、地主の国家に対する税の支払とが、切り離し難い余剰移転の連鎖関係の上で、内面的につながって居り、小作料納入が税の完納の不可缺の前提である旨を主張した部分は、中国地主制全体の性格につながるものとして、特に重要だと考えられます。このセオリー、もしくはラシオナリゼイションを基礎にすることによつてはじめて、今日的観点からははなはだしい横暴と感ぜられる、小作料徴収に対する官権の介入や、地方官吏の地主支援が、当時の社会の中では合法化せられえたと見るべきであります。

(い) 小作関係の台帳、「租簿」・「租籍」・「租籍便査」

大きな地主租棧の一轄管理する土地の総量は、屢々数千畝に上る巨大なものであります。反面から言うとそれは概ね数畝以下、多くは一畝内外の無数の土地細片に分たれて、数千人の小作人に出佃せられております。しかもそれらの土地細片は一定の地域に集中し、まとまった形で、一大ドメーニユを形成して居るものではありません。絶えず他の租棧の土地と入り雜り、屢々複数の府や県にまたがった、零細な地片の散在と言う形をとつて、広大な地域に分散し

ております。

加うるに租棧は自有地だけでなく、他の地主、特に不在地主の所有地や受典地の管理をも引うけること、前述の通りであります。この個々の地主の土地が、又極めて散在的に、互に錯綜した分布図を示して居ります。その上これを出佃した小作関係を、租冊について精細に見て行きますと、一方では零細な土地を複数の小作人が、共同の名義で佃耕する者があると共に、他方には同一の小作人が十数個所以上の多数の地片を、それもかなり隔った地点で、兼併的に受佃して居る例も見うけられます。

そこで地主租棧には当然にそのような散在的な管理地の全体にわたって、土地と小作人と小作関係とを展望しコントロールすべき台帳が必要になるわけで、その為に作られたと思われるのが、この「租簿」・「租籍」的な租棧帳簿であります。これは年度にかけ、管理地を地主堂号別に分け、その所有地片を土地の所在する府・県・圩・坵等に区分致します。個々の地片ごとに、面積、小作料額、小作人名、小作料の算出方式、特定の年次における小作料債務の完済状況等を、記録したものであります。屢々一冊の帳簿に数年分の記入がなされる体裁になって居り、従って表紙にみえる年次は、通例その記帳の開始時期を示します。又租棧は多く、いくつかの他の地主堂号の土地を委託されて、経営しておりますから、例えば前記の費恭寿盛棧の「租籍便査」は、費氏恭寿堂自身、溥鴻新号、合号、怡泰、駁号等の所有地についての租簿をふくんで居ります。

それは小作人、小作地、小作料の収納情況についての、総轄的な台帳であると共に、年次と地域にかけて、全管理地の小作関係を展望通検する便宜を供するためか、屢々「租籍便査」とか、「租籍便覧」とか表題されることもあり

ます。

これに前に申しました (一) 費氏恭壽盛棧の「租籍便査」(東洋文庫)、(二) 蔡氏経畚棧の「租簿」(京都大学人文科学研究所)、(三) 録元晋記の「租簿」(同上)、(四) 范氏義莊「租冊」(国立国会図書館)、(五) 王資敬棧「租冊」(同上)、(六) 潘豊和棧「租冊」(同上)、(七) 徐永安棧「租冊」(東洋文化研究所)、(八) 資興公所公号「租冊」(ハーバート燕京漢和図書館) 等があります。

何れにせよこれはある租棧の管理地の小作関係の総体を、それぞれの時点にかけて、明細に記録して居るばかりでなく、その小作料収納記事を精検することによって、小作料算定の具体的な方式や、小作料収納の年々の成績や、小作人と「催甲」のような租棧職員との関係や、更にはその小作料催追活動のあり方をも、窺うべき重要な基本史料であります。

(二) 「出由冊」・「魚鱗冊」等の小作地台帳

「租簿」・「租冊」は小作地の台帳と言うよりは、むしろ小作人を主とした小作関係、小作料収納関係の台帳であります。小作地につき、地主租棧が作った土地台帳が、ここに言う「出由冊」・「魚鱗冊」なぞであります。性格のより明瞭な魚鱗冊の方からふれますと、東京の国立国会図書館には元和・長洲・呉県などの「魚鱗冊」と言う表題をもった清代の手書本史料九点を収蔵して居ますが、少くともこの内の一部は、地主租棧が、その管理地について、作製した土地台帳だと思われれます。申すまでもなく「魚鱗冊」又は「魚鱗図冊」とは、土地の所有関係と共に地稅負擔の配分関係を明確にするために、官が官簿として作った土地台帳であり、従来仁井田陞博士その他により、広汎な蒐集

や精密な分析が行われて居ります。しかしここで私が「魚鱗冊」と申しますのは、形式内容とも、官簿である「魚鱗冊」に酷似しては居りませうけれども、税の徴収を主要な関心事として作った官冊ではなくて、小作料の徴収に關心をもった地主が、小作地について作った私冊、私文書としての「魚鱗冊」なのであります。

いわゆる「魚鱗冊」の中に形式の整った官冊があると共に、ここで言う地主の私冊もあることは、従来全く知られて居なかつた訳ではない、と思われませう。しかしそれは私文書として当然に認められてよいと思われる重要性を認められずに、官冊の不完全なもの、そのぬきぎき、或は謄本として、看過され、無視されて居たのでないかと思われませう。

しかし国会図書館のいわゆる「魚鱗冊」と言うものを精査して見ますと、そこには明瞭に二つの種類があり、どうしても徴税関係の官冊とは考えられにくいものがあります。先ず第一に税関係の官冊は、当然にある徴税区域を都・邑・圩・坵等に区分して、特定の邑なり、圩なりについては、網羅的に全部の土地細片を記録致します。従つて地番に当る「号」数は、一号から数百千号まで、整然と、連続して居て欠失がありません。所が「魚鱗冊」と言われて居るものの一部には、この号数をはなはだしくとびとびに断続して、土地の記載が網羅的でなく、選択的であることを示すものがあります。しかしそれだけならばそれを官冊の断簡とか抜抄とかと考へてもよいのでありますが、内容を見ますと、形式的な類似はともかくとして、二三の重要な点につき、基本的、実質的な相違が見うけられます。一つは、官冊である魚鱗冊の方が形式的には完整な反面、土地そのものについての記載は、より外面的であり抽象的である例が多いのに、私冊らしい選択的に土地を収録したものが、一般に記事が具体的で、特に「丈見」つまり土地

の実測についての記事が、くわしい傾きがあります。又選択的に土地を記載したものについてばかり、佃戸名が載つて居たり、税額の代りに小作料額が記されて居たり、小作料収納上の関心に基くと思われる項目を載せる傾向も見出されます。さらにはそのような私冊らしい「魚鱗冊」の記事の中に、特定の地片につき、「官冊ニハ未見」と言うような、それを官冊と區別して、それが官冊でないことを明示する記載も見当ります。

どうも官が徴税関心にかけて官冊としての「魚鱗冊」を作つたように、地主も収租関心貫徹するために、小作地について同様の簿冊を作つたことには、疑いがないように思われます。ただその際にもやはり、官冊めいた体裁を踏襲して居ることが、租棧と言うものの基本的性格につながる点として、注目せられるのです。

私文書としての地主の「魚鱗冊」は、だから小作地の台帳であると見られます。そして同様の性質をもつものに、「出由冊」だとか、「出由帰図冊」だとか、「田畝冊」だとか言うものがあります。例えば東洋文庫には、表紙に「馮林一棧備考」と言う書き込みがあつて、ことによると蘇州の有名な紳士であり、李鴻章の幕友でもあつた馮桂芬の家の租棧が保蔵していたかと思われる文書史料が収蔵されていますが、これに「長邑出由帰図冊」八冊と言うものがあり、又動宜義荘と言う義荘の、「長元単数、田數底冊」と言うものがあります。前者は馮林一棧かも知れぬ未詳の地主租棧が、長邑、つまり長洲県にもつて居た管理地を、都・畝にかけて列挙し、それぞれの地片につき、圩・坵等の位置、面積と共に、小作料額と考えられる「額米」、又は「減実米」の數量、小作人名等を記録したものであり、後者も同様に、長洲・元和二県にわたつて、この義荘のもつて居た土地を、県・都・畝・圩・坵に分け、科則と、面積と、「業戸」名とを挙げたものであります。

「魚鱗冊」にせよ、「出由冊」にせよ、租杖の土地経営の基礎をなす土地財産の具体的な構成を示す、という意味では、きわめて重要な史料であります。「魚鱗冊」のあるものは、明瞭に土地の履畝実測に基づき、地片の形状その他の細部についての記事をふくんで居ります。ただ通例これには小作料の収納についての記事はふくみません。その意味では右に挙げた租簿や、租籍の方が、関連する所のひろい史料であります。しかもこれらの小作地台帳、わけても一部の「出由帰図冊」が、史料として特に重要だと考えられますのは、次の納税関係の文書との関連に於てなのであります。

(外) 納税関係の簿冊——「漕米冊」・「地丁冊」・「銀米冊」

以上述べましたのはみな租、つまり小作料を取ることに関係した簿冊であります。地主関係の私文書の中には、租でなくて税に関係したものが、少からず含まれて居ります。もつともこれは税の徴収者として、官の側で作製したのではなく、税を納める民の側のもとして租杖の方で作製したものであり、税を取ることによって、税を納入することに関連して居ります。東洋文庫の「馮林一棧備考」の書入れのある「長邑無閩漕米総冊」とか、「兵邑各都図漕米総冊」などと言うものはその一例で、表題に「総冊」とありますけれども、それは特定の徴税区域について、まんべんなく、網羅的に、税を取ろうとして官が作った官冊ではない。そこに記載された地片は、前述の私冊的「魚鱗冊」の場合と同様に、はっきり選択的であります。

又特にこの東洋文庫所蔵史料の場合には、他に「出由帰図冊」的な小作地台帳と思われるものがあって、これと対照すると、都・畠・圩・坵・面積を同くする同一の土地細片が、その両方に重複記載されて居りますから、それが租

棧作製の、小作地の地丁・漕糧納入に關する、私文書であることには全く疑がありません。

又これらの納税關係の帳簿を見てゆきますと、そこには常に複数の業戸が、担税名義人として記載されて居るよう
に思われます。つまり租棧は多数の納税者——土地所有名義人のために、一括して税を代納し、統一的に記帳を行
つて居るのだ、と思われまゝ。租棧が他の地主堂号の委託によつて、その所有地、又は受典地を代管したものであるこ
とは、前にくりかえし述べましたが、この管理運営は單に小作料の代收と言ふ収入の面だけでなくて、税の支払と言
ふ支出の面にも及んで居たのであります。これら「漕米総冊」的な納税帳簿に見られる「業戸」の数は、非常に多く
て、この納税の代理業務が、かなり大規模に、従つて随分大きな額のコミッションの源泉として、行われつつあつた
ことを示して居ります。

何れにせよこれら納税關係の簿冊の残存は、從來の研究が纔に租棧に及んだ場合でも、その機能としては小作料の
代徴關係を指摘するに止まつて居たのに対して、税の代納と言ふ別の機能分野でも、それが盛んに活躍したことを示
すものであると考えられます。清代の文献史料や文書類に、くりかえし現れる「紳衿ノ包攬」というものの一つの具
体的な形態を、それが示すものである、と言えようかと思われまゝ。

所で前に申しましたように、納税關係の史料の一部は、同一地点についての小作地台帳の併存によつて、地片ごと
の対照を可能に致します。このことからごく限られた、一局地・一期間について、ではありますけれども、同じ土地
から、ある地主租棧がどれだけの小作料を収納し、同時にその同じ土地についてどれだけの税を納付して居るかを、
探索する手がかりが得られるのであります。例えば東洋文庫所蔵の「馮林一棧備考」文書からの初歩的計算によつて

得られる、小作料収入額対税納付額の量的な関係は、次の通りであります。

(a) 呉県の場合

畝当小作料米額 一・〇七一〇石

畝当税支払 〇・一三三九石

(b) 長洲県の場合

畝当小作料米額 一・〇二六六石

畝当税支払 〇・一三一六石

畝当の収穫量がどれだけであったかが問題ですが、小作料と税だけの関係を、ごく大づかみに言えば、毎畝一石強の小作料を取って、一斗三升内外の税を払う(尤もこれは銀納の上下忙地丁銀分をふくみますから、この分は米一石 \parallel 銀三兩のレートで換算してあります。)ものであったのであります。

所で当然のことではありますが、これは現実に徴取せられた小作料、現実に納付せられた税額から算出された数字です。その意味で、これは或る「額数」つまり基準定額として政書などに散見する数字とは根本的に性質が違うものであると申して差支ありません。

私などは従来はなほだ粗忽で、一定の額数に対して現実に收受せられる実数がどれだけであるかを、深く考えたり調べたりすることなしに過ぎて居りまして、この納税関係の地主文書の調査を通じて、大いに反省した訳であります。が、次手ですから一例を挙げておきますと、納税の科則に、官則だとか民則だとか、二斗則だとか言う区別がありま

す。そこでこの科則を現実の税の徴収額に比べて見ますと、その間の対応関係は、二三の場合につき、次のごとくでありました。

科則	A 光緒四十九年		B 光緒二十年
	吳 縣	長 洲 縣	
官則 漕地 糧丁	〇〇・一七三 〇九六四	〇〇・一〇九六 〇九五六	〇〇・一一五八 〇一八三
民則 漕地 糧丁	〇〇・八六三 〇七六六	〇〇・一三五〇 〇九四〇	〇〇・〇九一四 〇九九九
二斗則 漕地 糧丁	〇〇・八六三 〇七六六	〇〇・八五七 〇八一七	〇〇・〇七〇八 〇七〇八
一斗八升則 漕地 糧丁	〇〇・八六三 〇七六六	〇〇・八五七 〇八一七	〇〇・〇八五六 〇八五六
一斗五升則 漕地 糧丁	〇〇・七三〇 〇七三五	〇〇・〇七五 〇四七五	〇〇・〇七五九 〇七五九
一斗則 漕地 糧丁	〇〇・七三〇 〇七三五	〇〇・〇七五 〇四七五	〇〇・〇五〇四 〇五〇四
五升則 漕地 糧丁	〇〇・七三〇 〇七三五	〇〇・〇六五 〇二六五	〇〇・〇二六五 〇二六五
下地則 漕地 糧丁	〇〇・七三〇 〇七三五	〇〇・〇五三〇 〇六二七	〇〇・〇五三〇 〇六二七
荒官則 漕地 糧丁	〇〇・七三〇 〇七三五	〇〇・〇四七五 〇五七五	〇〇・〇四七五 〇五七五
荒民則 漕地 糧丁	〇〇・七三〇 〇七三五	〇〇・〇六一一 〇六一一	〇〇・〇一〇五 〇一〇五

近代中国の地主文書について——その種類と性質

官則が民則より重く、二斗則より一斗八升則、一斗則の方が軽くなって居るところは予想通りですが、しかしそれぞれの科則の現実の徴収量の差は、科則の名目量の差ほどはちがわぬものであることを、私ははじめて知りました。例えば五升則の実量は二斗則のその三分の一、一斗則のその八分の五にあたります。又荒官則、荒民則、総じて荒則が、思ったより税が低くなって居ないことも、多少意外でした。これは土地の「報荒」によって税の減免を求めるものの数が増大したことに對する、官の對抗策の結果かも知りません。なお将来この方面の史料を集

めることに心がけて、出来るだけ多くの場合について数字を集めて見ないと何とも言えませんが、名目的な科則の下における実徴量にも、歴史的な変化があつたのではないかと考えられます。

(ハ) 租棧職員間の通信——「字条」

地主租棧は前述のように、自己の所有地や受典地だけでなしに、他の地主堂号の土地をも委託せられまして、租の代收、税の代納を致します。そしてそのような租棧の土地経営の基底をなして居るものは、合計屢々数千畝に上り、しかも極度に散在した数千個の小作地片につき、これも数千人に上る小作人から小作料を取上る、と言う収租の工作であります。収租の工作がそれほど簡単容易なものでなかつたことは、後述する催租関係の諸帳簿が示すように、屢々収租人は小作料を払わぬ小作人やその近親者に対して、実力行使をしなければならなかつたことから知られ、又前述の租簿・租冊類に、随分小作料を「全欠」したり、「連年全欠」したりしている小作人が多く見られることから察せられます。そこで租棧は、城市の、租棧主の居宅に近い租棧の棧倉や櫃房の内部に、通例「師爺」と呼ばれる租棧職員を經常雇用致しますと共に、管業地全体を多数の「催領」範囲に分け、そのそれぞれに「催甲」・「領催」と呼ばれる小作料催徴者達を、在地に定着させて置きます。そしてこの催甲、領催は、納租期の到来と共に、前記の「租由（繇）」を小作人に「伝知」致しまして、これに従つて小作人達に、納限内の「上櫃完銷」、つまり租棧地点まで租を届けることを促させるのであります。事実租由が伝達せられますと、早速租棧に小作料を届ける小作人も少くなかつたことを、示す史料もあるのですが、（後述「日入」簿等）、しかし同時にそう直ぐ納める、直ぐに納められる小作人ばかり居たわけではございません。

随分くり返し督促しても仲々払えず、又は払わず、遂に小作人やその家族の身柄を拘束する、枷をかける、と言うような場合も生ずるのであります。そしてそのような小作料支払の強制手続を取りますために、民事に官権が介入して参ります。つまり蘇州府の「府差」だとか、長洲県の「長差」だとか、元和県の「元差」だとか言う形で、史料に現れます官の差人が、地主租棧からの「欠冊」・「欠租冊」をつけた要請で、下郷出勤致します。そして租棧が現地に定着させて居る催甲や領催と協同致しまして、先ず戸ごとに滞納小作料をはたつて歩く工作に従事するのであります。介入するものは官権であり、出勤するものは府県の官差であります。目的が小作料の徴収でありますので、出勤間の差人が現地で消費する飯房油火その他の費用は、当然に地主租棧が支払います。通例は「單旱」（陸路一人）、「双旱」（同一人）、「單水」（水路一人）、「双水」（同一人）等と呼ばれる日当の定額がきめられて居て、これと催租のため「追租牌」等の官牌を領する費用、これをもつものの「潤資」その他が支払われます。

それらの催租費用は現地で、催甲から銀・銭で立替払いせられ、又催收し得た小作料も、催甲の所へ預納する場合が多かつたようであります。或は又現地で小作人を、「叫拘」、つまり拘引して、支払を強制する場合があります。それら諸般の事態、つまり何時どここの府・県の差人が、何人、どこの都置の催租のために「下郷来到」したとか、それとどれだけの銀・銭を「支」出したとか、或はそれがどこどこを廻つて、どれだけの租を集めた、だれを拘引したとか、差人の工作は合計して、延べ陸路（旱）は何十何人日、水路（水）は何十何人日になつたとか言うような、現地における情況の細部は、時機を失せず催甲から城市の租棧の師爺に、通信報知せられるのであります。

そのような通信の為の「字条」がかなり沢山、租棧帳簿の丁間や、丁の紙間にはさまつて残つて居りまして、これ

が催租活動の実態を知る一つの重要な手がかりになります。通例寸法も、形体も、紙質も異なる紙片に、屢々余り上手でない字で、草率に数行認めたもので、差人その他の往返の幸便に托送したものかと思われます。これは特に国立国会図書館の所蔵史料、呉倉経棧「出切備査」冊（後出）の紙間に沢山残って居りました。大部分は上述したごとく同棧の催甲が、呉倉経棧の「師爺」に宛てたものですが、その中に一二点、租棧師爺から呉家の家人かと思われるものに宛てたもの、地方官らしい官人から租棧主宛のものもありました。いずれにせよ租棧の職員と、現地の催甲と、そこへ派遣される差人との間には、緊密な通信連絡が維持せられて居て、彼らが密切に協力して小作料の催徴に従事した実状が、その通信の中から読み取られるのであります。

(b) 小作人の人身拘束に関する史料、「切脚」その他

小作料を払えぬ、又払わぬ小作人の中に、人身管押、つまり人質としての身柄を拘束されるもののあることは前にも述べました。勿論租冊などを見ますと、小作料を全欠して居る者、しかも何年もつづいて連年全欠して居る者の数は、随分多いのでして、それらのものの全部につき、人身管押の処置が取られたとは思えません。租冊の一部には（例えば「費恭寿堂租籍便査」）小作料納入成績と、管押事実の記録とを併行的に記入したものもあるのですが、それらを見ても、小作料延欠者、連欠者の全部が拘引されて居る訳では決してありません。これは勿論小作料が払えずに払わない者の数は非常に多くて、その全部を管押する、囚禁する、と言うことになれば、そのための人手も設備も大変だからでありましょうし、又元來人身管押はかなり懲示的な意味をもったもので、払えても払おうとせず、しかも抗租的な傾向を示した「頑佃」とか「刁佃」とか、「庇佃」とか「庇抗」とか言われる種類の小作人に、先ず行わ

れたものだからだと考えます。

しかしいずれにせよ小作料を払わずに、身柄を管押される者がある。そしてこの管押のことを扱う者は、形式的に言えばやはり官の徴税上の手先である都置の経保で、管押を命ずる者は、地方官であります。そしてこの命令を文書化したものが「切脚」と言う拘引令状で、これが僅か二点ほどですが、出て来て居ります。一通は国立国会図書館の范氏義莊関係、「光緒元年分天平下租冊」と表題した租冊の間から光緒四年二月の日付のある「切脚」が一点、もう一通は、同じく国会図書館収蔵の、呉氏畚経棧「装銷冊」というものの、光緒三十一年の分の紙間から、「切脚」の用紙が一点出て来ました。

形式内容は二点共ほぼ同じですが、光緒四年の日付のある文書を見ますと、冒頭に「正堂（知県）一件奉府憲飭提究追事」と刷りこみがあって、次行に「計開」の二字につづいて、「叫」の一字がこれも予かじめ刷り込んであり、つづいてここに「刁佃 莊（以下欠失）、顧称（以下欠失）」と拘引せらるべき小作人の名らしいものが後から墨で書きこんであり、これにつづいて「着十一都七置該経保、火速領向、四年二月□日切」とあります。この部分についても都置数、年月の数字だけは後から墨で書き入れ、その他の部分は木版で刷りこんで、その最後に「范義莊」と言う義莊印を押捺してあります。文意はきわめて明瞭で、知県が上司の命令により、「刁佃」である莊某の「火速領向」を、一一都七置の経保に命じたものであります。地方官が経保に農民の拘引を命令する訳ですから、「切脚」は元來公文書でなくてはならぬと思われるのですが、そこに押されて居るのは官印でなくて、義莊の私印であります。

しかもこの種の拘引令状は、どうやら地主租棧で予かじめ印刷して、租棧にまとめて保管して居り、租棧職員によ

つて何時でも随時発行せられえたのではないか、と思われる節があります。それは右の二通の内、小作人名等の書き込みを欠いた、用紙の方の一点を見ると、文体はほとんど光緒四年付のものと同文ですが、僅かな相違があります。又末尾には単に「切」とあるのでなくて、「呉官切十」と、呉翁経租棧の租棧主の、姓や花押が刷りこんであり、これに重ねて「呉官胎経租棧之図記」と言う租棧印を押して居ります。どうも「切脚」用紙は租棧ごとに印刷保管せられ、「切脚」は租棧主の名において発行せられえたものようです。

それだけではありません。この呉翁経棧の租棧用紙を見ますと、これは大小二片に載断せられ、その両方ともが裏面を、収租関係の覚書を記すために利用されて、帳簿の間にはさんだ形で、見出されたのであります。租棧用紙が租棧で刷られるだけでなく、棧印まで押し、小作人名を記入して、発行するばかりになつた用紙が、租棧には沢山保存されて居り、未使用のまま裏紙として、メモ代りに利用されるほど、安易に取り扱われえたことを、これは示すものであろうかと思われまます。

しかしどう考えても、地方官が都置の経保に、小作人の「火速領向」とか「交出」とかを命じた文書が、地主租棧によつて簡単に発行されりるのは不当であるように感ぜられます。その点から見て興味があるのは、前に挙げました費氏恭寿棧の「民国十八年小春月吉辰駿号便査」の中にはさんであつた次のような文書用紙であります。これも都置数、小作人名、年月日その他を書きこんで居ない書式用紙であつて、文書ではありませんが、そこに予かじめ印刷してある文言から見て、それが、民国時代において「切脚」と同様の効果をもつた小作人拘引令書のフォーミュラだつたことは、明らかであります。

全文を挙げますと、そこに見られる刷りこみは次の通りであります。

「呈為頑佃挺抗不完、呈請飭提嚴追事。竊有管業田畝承種佃戶延不完納、業經造具欠冊奉鈞府飭吏嚴追在案。詎料單開佃戶自奉飭吏催追後、依然挺抗不完、屢催無効。伏思糧從租出、租由佃完。非請提追、難望完納。不独業戶直接受其損失、而國賦亦間接受其影響。為亟開數呈請

鑒核、俯賜迅飭催租吏□□□□、即提單解佃戶、就近解請該區公安分局長協助辦理、即行剴切訊論追令完納。如果頑違暫予羈留限繳。倘仍固抗即由分局轉解、或交催租吏呈解田租処分委員會訊追依法処分、俾重租務而敬効尤実為公便。

謹呈

吳県政府

計開（空白）

具呈業戶 棧（加蓋棧數）

中華民國 年 月 日

これは明瞭に「業戶」（地主）たる租棧が、吳県政府に具呈して、知県に「頑佃が挺抗シテ（租ヲ）完（納）セザル」により、「飭提嚴追」せられたいと呈請した形になって居ります。形式的法律的に言えば、この方がはるかに妥当です。その代り又切脚における「差人」はここでは「催租吏」、嘗て「切脚」では「経保」が協同しただけに、ここでは「（欠）単ヲ提シテ佃戶ヲ解（送）シ、近キニ就キ解シテ該區ノ公安分局長ニ協助ヲ請イ辦理セシメヨ」云々と、はつきり警察の介入協力を予定して居ります。「切脚」の場合に拘引してからどうするか、不明瞭であった

のに対し、ここでは、(一) 「羈留限繳」、つまり人質として囚禁して、期限を切つて納めしめる、それでもなお「固抗」すれば、(二) 分局から転解して「田租処分委員会」に送り、「法ニ依テ処分」して、「租務ヲシテ重カラシ」めると、はっきり書いてあります。

この場合にもこの用紙は、同じものがかなりの枚数まとまって、費恭寿棧の租籍便査冊の丁間にはさんであります。文書の形式が法的に整い、文面には変化があつても、小作料を支払わずに、「頑佃」だとせられた小作人に対する、地主租棧や地方官府の処置については、余り変化がなかつたのではないか、やはり切脚的な令状は、沢山地主租棧の手に保存されて居て、官衙からの包括的、名目的なサンクションを経て、随時発行行使せられたのでないか、と思われるのであります。

(4) 「切脚」発行の記録——「出切備査」冊

さてそのような拘引令状である「切脚」を租棧が発行して、小作人の人身を拘束し、小作料の支払を強制した場合に、そのことの記録を取つて置いたものに、例えば国立国会図書館所蔵の、「呉奮経棧、光緒十六年十月立、出切備査」冊があります。これは縦一五横二二種ほど、紙数九八丁ほどの小帳ですが、内容は光緒十六年に始まり、其の後数年間にわたる呉棧の小作人叫拘記録です。尤も全体が統一した様式で、年月を辿つて記録したものではなく、色々のことを備忘のために書きとめて置いた手冊のようです。例えば冒頭の部分は年月にかけて、捕えられた小作人の住所、姓名、逮捕に出勤した経保の姓名、および其の結果としての小作料の支払状況を、列記しております。小作人名に「佃」の一字を冠したものの他に、「庇佃」とか「庇抗佃戸」とか書いたものがあり、共に地主に抵抗して、抗

租態度を示したものを指して居る様です。

経保は切脚の文面にも見える通り、小作人叫拘の責任者です。しかし小作人の人身管押が経保だけの手によって行われたかと言うと、決してそうではありません。小作料の催徴者としても前に現れた、府・県の差人が、やはり小作人の逮捕解送のことに従って居ります。

「出切備査」冊のある部分は、これも年月にかけて、それらの長差、元差、府差などと呼ばれる長洲県、元和県、蘇州府の官差が、どの催甲の要請で、どの地帯へ何日出動したか、何人小作人を捕えたか、それによってそれらの差人に支払わるべき銀錢額は何ほどか、その内催甲から立替払せられた分はいくらか、などを記録することに当てられて居ります。「府差」・「長差」・「元差」と共に出動した者の名称に、「府舟盤」、「長舟盤」、「元舟盤」等、「舟盤」と言うものの名が見えます。又それら官差的なもののサービズ項目には、先にも述べた「単旱」・「双旱」、「単水」、「双水」の他、「叫到」とか、「執牌」とか、「枷」とか「比東」とか、「酬勞」とか言うのが見えます。「叫到」や「枷」が、小作人に加えられた拘引、枷拘を指すものであることは言うまでもあるまいと存じます。そのための出動に官牌を領して行くことの報酬が「執牌」でしょう。「比東」はよく分りませんが、何か義務団体を構成して居る比隣の管押でないかと感ぜられます。「酬勞」はブルボアルでないかと思えます。「単旱」が一日四二五文、「双旱」は同七〇〇文、「単水」同六七五文、「双水」同一、〇〇〇文、小作人一人の拘引は一回六〇〇文、「枷」をかける同一人一回が四九〇文と言う風に、慣行的な定額があるのに、「酬勞」だけは一、〇〇〇文から七、八千文まで、与えられた金額がきわめてまちまちであります。酒代だとすれば、どんな時に与えられる酒代なのか問題ですが、小作人を捕えたり、

枷をかけたたりする費用は別に計上してありますので、それ以外の事態に対応するものであることは確かだと思っております。捕えられた小作人はしばしば拘禁中に病気になったり、病を申立てて、やっと釈放される場合があったようですが、ことによると小作人に加えられた棒喝が、それ以上に重大な結果をもたらす場合も、あったのではないかと思われます。

つい最近東洋文化研究所の史料をほんの一寸見せて載いたのですが、同研究所に版心に「正租冊」とのみあって、どこの租棧のものか未詳の、無表題の租冊があります。民国一四年つけ始めで、二〇年代に及んで居ますが、これの民国二一年の条の、「華阿早、即子阿狗、官田一一・二畝、額米一一・九石」とある小作人華阿早の項に、次のような記載を見出しました。すなわち該佃を佃租処分所に解送して押追した所、医院内で「病死」したので、催甲許三保、屍親蔣阿海が「商懇」して、「帖洋一百元」を払い、今まで所欠の租米は「清裏免允」して落着し、棺材を具領して切結した、と言う佃戸華阿狗の念書であります。勿論「医院」で「病死」したと言うのは疑わしく、疑わしいからこそ「商懇」の末、米三十石の値にも当る金額を支払ったものでしょう。ことによると高額の酒代が支払われたのには、同様の場合が他にもあったのかも知れません。

さて前に小作料支払の遅延が、単なる経済的事由として、直ちに小作人身の管押をもたらすに足るものでは、必ずしもないと申しました。反面から言うと一部の小作人は、随分くり返して、執拗に囚禁や租枷を被る場合があるのであります。このことを示すのが「出切備査」冊の最期の部分で、それは被叫拘小作人別になった、数年間にわたる、小作人身管押の人別記録であります。

そこには稀に管押された結果、当人が債務を支払ったり、比隣や近親が立て替えたりして、「完結釈放」される例も見られますが、管押されても仲々払わず、しかもどうかして釈放されると見えて、三日に上げずくり返して管押や租枷を被り、遂に「病ヲ報ジ」たり、事実病氣になったりして、ようやく釈放され、明年は又早々管押を被ると言うような事例も、きわめて多いのです。又当人が管押される例と共に、女子をふくむ家族がつれてゆかれたり、特定の小作人の債務延滞に対する処置として、その都置の経保を叫拘する場合のあつたらしいことも注目せられます。

吳倉経棧の「出切備査」冊は、まことに片々たる小帳一冊に過ぎません。しかし清末江南の地主小作関係が、その中で行われた一般的な基調を、きわめて具象的史料的に鮮明に示す意味では、仲々重要な史料だと申さなくてはなりません。

(9) 包攬関係の決算記録、「報銷各号備査」冊

小作料を取って、税を納入する、この二つが当時の地主経営の、最も重要な収支関係の二側面であります。そしてこの支出面の主項目である税支出に、催租の費用、特に官差出動の費用、小作人叫拘のための費用、および租棧の手数料等が加わると、そこに租棧の管業地の、地主経営の収支バランスが成立します。つまり小作料収入から、税と、其他の諸経費とを差引いたものが、純益として計上されます。

租棧は租棧主自身の地主堂号をもふくめて、数十の地主堂号から、受託した管業地の一括経営をする訳ですが、そのそれぞれの経営収支につき、年々記録を残します。国立国会図書館蔵「報銷各号備査」二四冊はその一例で、これは度々出て来る吳氏（宦）倉経棧の、光緒十九年から民国一七年にわたる、そのような決算収支関係の記録簿であり

ます。

すなわち「報銷各号備查」冊は、土地の管理經營を引受けた呉畚経棧が、これを委托した各「号」に対して、特定の年次に代徴した小作料額（「折梗」）を収入面とし、そこから支払った税（上下忙「条銀」・「漕糧」）、催租費（「役費」・「催飯」・「牌差帳費」）、および租棧経費（「棧費」・「佃酒」）等の支出面の諸項目の合計額を差引き、その残額、つまり各号管業地經營の純収益を、「除用応支」、すなわち経費差引後支払わるべき残高として記録し、これにその實際の支払状況をも附記した累年の記録簿であります。

例えば光緒一九年分の「報銷各号備查」冊の、一等始めに載って居る「友公号」と言う「号」を例に取りますと、その光緒一九〜二〇農業年度の収支決算は、大づかみに次のようになります。

光緒一九年度友公号管業地經營収支

収入の部

折梗（小作料換錢額） 一八八、五三七文（一〇〇・〇％）

支出の部

税（地丁・漕糧） 四三、七九二文（二三・二％）

役費 一、一七五文（〇・六％）

棧費 九、五二七文（五・〇％）

佃酒	五二三文	(〇・三%)
催飯	三二〇文	(〇・二%)
牌差帳	一一、五五七文	(六・一%)
計	六六、八九四文	(三五・四%)
差引純収入	一一一、六四三文	(六四・六%)

小作料収入の総額を一〇〇としますと、税をふくむ諸経費が三五・四%、残りの六四・六%が純収益として、各号の勘定に振込まれます。経費の中では二三・二%を占める税の比重がもつとも大きく、これにつづくものとして棧費つまり租棧の手数料(五・〇%)や、牌差帳費(六・一%)があります。後者は小作料の催徴に、官牌を領し官差を出動せしむる費用だと思われます。呉番経棧はこの年、つまり光緒一九年に、友公号と同様な三四の堂号から、合計四、九三八畝ほどの土地を預りまして、租の代收と税の包納とを致して居りました。一堂号あたりの平均寄托面積は、一四五畝ほどになります。

各号と呉番経棧との関係は、時々断続がありまして、号によつては僅々数年で「報銷各号備査」冊の上から姿を消したり、又現れたり致します。そこで光緒一九年から民国一七年まで、二四冊の報銷冊の全部に、連続的に名が見出されるのは、祭号、公号、慶号の三号のように、三つほどの号に過ぎません。これらはしかし日清戦争直前から、国民革命の直後まで、とにかく継続的に経営決算関係の記録を示すのでありまして、これが清末民初の地主制を研究す

重要な史料であることは、言うまでもありません。これらの三号について、租棧と、地主堂号と、官辺との余剰の配分関係を時系列的に跡づけることは、後にふたたび立かえってすることにいたします。

(ウ) 「日入」・「入厩」・「調流」——租棧の出納簿

右の「報銷各号備査」冊が、租棧と諸堂号との決算関係を示すものといえますと、次には租棧自身の経営収支バランスを示す史料が欲しい感じがいたします。しかし今までの所、私はまだ租棧の経営収支を、全体として記録した帳簿に、行き当って居らないのであります。ただそのような租棧の収支を記帳するとすれば、その基礎になるにちがいないと思われるような、日計帳の類が部分的に見出されますので、最期に簡単に、これにふれておきたいと考えます。

京都大学人文科学研究所収蔵の、経畚堂利記（この「経畚」は、国会図書館の畚経棧の「畚経」と、字面がはなだ近いのですが、別の家のちがう租棧だと思われれます。畚経棧の棧主の姓は呉で、経畚堂利記の姓は蔡であると思われれます）関係の史料の中に、「経畚堂利記入厩」と表題した簿冊、四冊があります。これは同治六年、光緒四年、光緒一七年、光緒二〇年の年次を記していて、それぞれの年次にかけ、夏麦や秋租の棧倉における収納を記録した日計帳であります。

又国立国会図書館の范氏義荘文書の中に、「范義荘日収」と言う簿冊が二冊あって、これも同治四年、および光緒二九年につき、同様に小作料収納の日計を記録したものであります。いずれも開倉期限到来の直後、又はこれに一両日先立って、「上櫃完銷」する小作人も、仲々多かつたことを示して居ります。又少くともこの二つの事例について

は、折算貨幣納とならんで、現石を納入するものも、少くなかったことを示して居ります。

いずれにせよ、このような日収帳、倉入帳は、小作料が現実に収納せられるその収納を、その収納の現時点で記録したものでありますので、租棧に到達した時の小作料の現実の形態や、そのテンポ（納限に対する）や、小作料収納に附随する細部についての、最も直接的、基本的な史料であることは言うをまちません。

ただ残念なことには之に相当する支出の側の帳簿が全く見当らぬと言ってもよいのであります。国立国会図書館の收藏する光緒二十七年、二十八年、三十三年分の范氏義荘の「開流」冊のときは、そのような小作料収入に見合う支出面に關するものではたしかにあります、やはり一般の租棧と異なり、特殊の目的をもった同族財団である義荘が、同族者の救恤のために支出した、特定の支出だけの記録であります。

わずかに小作料が租棧に入ってからの状態を窺うべき史料として、これも京都大学人文科学研究所の経畚堂利記の「租数」六冊があります。これは光緒四年、五年、六年、八年、一五年、一七年の年次につき、収納小作料額と小作人名とを列記し、これに佃欠やその支払状況を附記した小作料台帳ですが、この末尾に、小作料米の現穀を租棧の東倉にいくら、西倉にいくら積んだとか、何々と言う工人何人に何日仕事をさせて、いくら支払ったか、などと言う覚書が見出されます。又租棧文書の帳間にはさんであった「字条」などにも、米の隔地の相場を報知したり、或は小作料現穀の米莊らしいものへの販売のことにふれたりしたもの、ごくまれに見出されます。しかしそれにして、小作料を取上げるまでの手続についての史料が比較的多いのに比べますと、この部分はまだ非常に手簿で、全体として租棧の経営を、租棧の賬房の史料で明確に知ることは、まだ出来ずに居ります。土地改革以来、中華人民共和

国では、巨大な地主やその家族の清算せられ、或は自己を改造したものも多かったと思われませんが、その間に多数の新史料が採訪せられて居るのではないか、特に最近「家史」や「村史」が重視される風潮と共に、それらの史料も逐次整理せられて来ているのではないかと、待望する次第であります。

四

さて以上のような史料を使うことによって、中国の地主制について知られる、目新しい事実は何でしょうか。一つは前にも一寸ふれましたが、清末民初の地主と言うものの、農村社会における地位と役割であります。一方ではきわめて明瞭に、租棧は城市化しつつあります。又前述の租冊をはじめとする各種の收租・催租関係史料を見ますと、当時の小作料の金納化、折納化は広汎に進んで居り、当然にその背後には小作農民の小商品生産者化の進展が予想せられるのであります。地主が現穀で収納した小作料を商品化して居ることに、ほとんど何の疑もありません。それにも拘らず地主が、全体として土地と農民とを、強力に掌握することを止めて、余剰の定額收取者として、都市に遊離し去って居るかという点、決してそうではありません。不在地主化し、商業化して、土地と農民の直接支配を、断念したかのような地主層もたしかに見うけられますが、彼らはその土地を他の紳土地主の租棧に委託することによって、その土地やその農民に対する地主制全体の支配力は、依然として強大かつ直接的でありえます。小作料を支払わない農民に対する、人身管押をふくむ実力支払強制、「官差」や、「経保」や、民国に入ってから「催租吏」や、「公安分局長」までが介入して、小作料の取立てをしてあるく、官権による地主利益の保護は、いかに当時の租棧主や地

主の威力が強いものでありえたかを、如実に想像させるのであります。

反面から言えばそのような地主の強盛は、屢々数千畝以上に上る管業地の蓄積を伴ない、小作人に対する強力な支配を内容としながら、土地の大規模な直接利用や一括経営の拡大に、向う傾向を全く示しません。土地は屢々数千人に上る多数の小作人に、一畝内外の零細な地片に分けられて、小作地として貸出されます。農業生産は無数の、零細な規模の小作人の農家経営として行われて、大規模化はその上の段階、つまりこれから小作料を収取し、小作地と小作人を納租関係について統轄し監視する段階でのみ行われます。一租棧の管業地は、圩・坵・都・畲は元より、県境をこえて広く分散し、錯雑した配置をもって、広大な面積に散在いたします。そこで、租棧は当然にその位置を城市化すると共に、管業地を領催に区分し、郷村に催甲を定着させ、地方官衙と密接に連絡し、官差や経保を出動せしめて、その全体に強力な管理網を布かざるをえないのであります。

租棧がそのように官権を利用して、土地の地主経営に伴なう私利益を伸展していること、それは元より今日的観点からすれば、横暴であり、不当であります。しかし当時の社会や当時の社会通念の中で、そのような不当・不法が正当化せられたのには、それなりの合理化が行われ、それなりのセオリイがあったのでありまして、それは租由や切脚の中に、時々見出されますように、税の来源は租である、或は小作人が租を支払わなければ、地主が税を払うことが不可能になる、と言う主張、総じて租から税へ、小作人から地主を経て国庫へ、農業余剰移転の連鎖関係は、一貫して実質的・内容的につながって居り、これを途中で断ち切れれば、窮極における「国課の転輸」そのものが妨げられる、と言うに思ったと思うのであります。

このような理由づけによって、官権と地主利益との抱き合わせが実現せられました。清末の租税がかく強力でありえたのは、だから常に官権を利用したからであります。同時に又、地主権力の強化は、常に官の利益を守り、国家の財政収入を保証し、国家や官の利益に奉仕する、と言うことが、基本的に前提となつて居ります。逆に言うところには地主が強大化することによって、中央集権的な官僚制の存在を、脅かす「地方分権化」の危険が感ぜられるとか、或は事実そこに何らかの対立関係が生み出されるとか言う、何らの徴候も見出されません。大部分の文書史料に現われた限り、官と地主租税との関係は、きわめて円満で、密接のように見えるのであります。

中国江南の清末の租税に見られる、以上のような地主の形姿が、当時の社会を普遍的な、いずれかの図式に照して、いわゆる「時代区分」しようとする要求に対して、どのような寄与をなしうるのか、なしえないのか、私にはまだ断言する用意がありません。しかし少くともそのような一般化を試みる前には、力を尽して史料を蒐集し、心を虚しうして伝承を読み取ろうとする、努力が必要であることは言うまでもありません。その意味で以上のごときいわば予備的な操作が、なお将来も拡大的に継続せられなくてはならぬこの分野の研究に、少しでも役立つことを願うものであります。

も一つだけつけ加えて終りにいたします。それは同治——光緒——民国の初年にかけて、右のようにきわめて強力な支配を郷村や小作農民に及ぼして居た地主が、その後どうなったか、と言うことであります。それについてはふれなくてはならぬ二つの側面がある、と思われまゝ。一つは制度として、(尤も官制としてではなく、社会的な institution)として、)地主が国家権力との間に形成していた抱合せ関係、これに基づく官権の発動による小作料支払強制等

が、民国に入ってからどう変化したか、しなかつたか、と言うことであります。も一つはそのような制度的な変化、又は不変化を経た租棧地主や、堂号地主が、具体的な農業余剰の配分関係において、実質的な増大・維持・縮少のいずれの地位をかちとりえたか、と言うことであります。

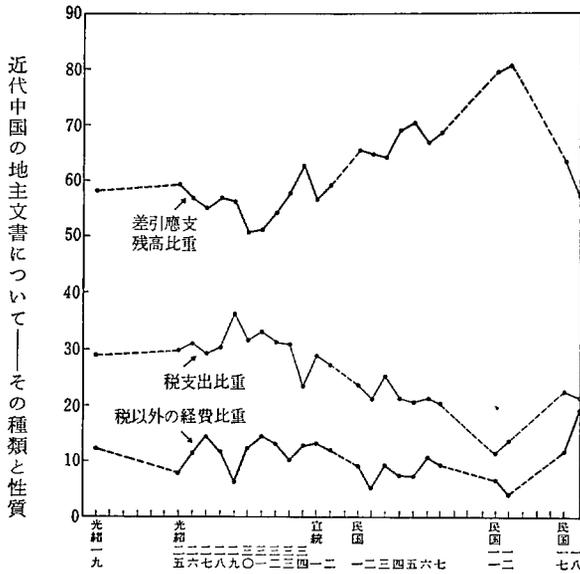
それは江南の地主制の、民国に入ってから、外的な、および内的な変化であると、申してもよろしいでしょう。前者から申しますと、これは意外なほど変らない、のであります。勿論文書の形式などは、前に清代の「切脚」と、民国に入ってからからの租棧の県政府への「究提呈請書」とを比較して申しましたように、西洋法の通念と妥協した、ある修正が施されています。しかしそれではそのような文書を行使する、実際の行使方法が変つたか、官が地主と小作農民との間の、少くとも中立的な規制者、又は公正な調停者になつたか、その結果として地主、特に租棧地主の小作人の取扱いが、いささかでも人間的になり、緩和化せられたかと言うことになりますと、はなはだ疑わしいと申さなくてはなりません。ハーバート燕京漢和図書館収蔵の民国九年の租由の正文は、「(租ハ)延緩スルコトヲ得ズ、追比ヲ致サン」と言い、同じく民国一五年の一租由は、「辞ヲ藉リテ延欠シ、経保ニ私交スル等ノ事ヲ准サズ、如シ敢エテ頑抗セバ、定メテ官庁ニ稟シテ、嚴追重徴シテ(寛)貸セザラン」云々と言ひ、民国一九年の他の一租由は、「須ラク知ルベシ糧ハ租ヨリ出ツ、応ニ租仔ヲ将テ迂早完納スベシ、」とも言って居ります。「切脚」が「呈請書」に變つても、變つたのは手続に関する文面だけであつて、結極そこでその文書がそれを目的として発行される当の効果は、小作料を払おうとしない小作人の逮捕や拘禁であつたことは同じであります。東洋文化研究所収蔵の未詳租棧の「正租冊」のように、民国二〇年代になつて、拘禁した小作人を死に至らしめて、金を出して内済にした事例もあります。

少くとも北京政府治下、国民政府治下について言えば、租棧地主の支配は制度的には強力なままで、第一次大戦後に到り、そこで彭湃や毛沢東にはじまり、国民革命軍によって江南にもちこまれた農民運動・土地革命の流れと、歴史的な激突を結果することになったのであると考えます。つまり外形的に言えばあまり大きな変化はなかったのです。

しかしそれは内面的、実質的な変化が、外形的不変のヴェールの下で隠微に進行することを、妨げるものでは決してありません。例えば右に「報銷各号備査」冊に関連して、二三の堂号と呉氏會経棧をめぐって、光緒二五年から民国一七年に及ぶ、やや長い期間にわたり、小作料収入、税、其他の諸経費、「差引応支」額の推移などが記録されて居ることを述べましたが、その記録を通検すると、たしかにそこには大きな変化、起伏、のみならず、ある「発展」が見出されるのであります。

前にも申しましたように、光緒末の状態では、小作料粗収入を一〇〇といたしまして、その約二〇〜三〇%が税として官に配分され、一〇%が棧費をふくむ管理費として租棧に、その残りの六〇〜七〇%が、本主である地主堂号に、「応支額」つまり「純益」として支払われて居ります。所がこの比重関係のその後の推移を祭号と言う一堂号を例に取って追跡しますと、次の第一図のように、大きく言えば民国一〇年頃を境にして、はっきりした変化を示しております。つまりこの頃まで税は急激に、税以外の諸経費はより緩慢に、と言う区別はありますが、とにかく全体として支出項目の比重は減少し、反面地主堂号への配分である「応支残高」が着実に増大して居ります。わけでも光緒の二九—三〇年頃から、その増大の勢が急激になって居ります。これは光緒二九年頃までは、税以外の経費は漸減する一方、税の比重はむしろ少しづつ増えて居たのに、光緒三〇年位から後になりますと、税の比重もかなり急激に下っ

第1図 祭号収入の分配関係（百分比，総収入=100）



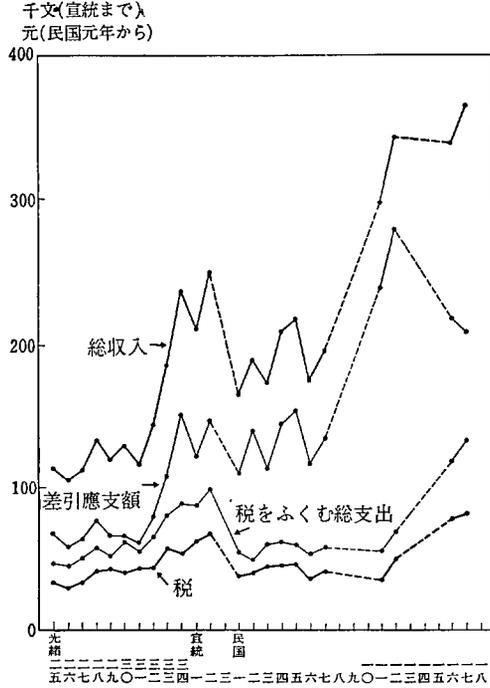
近代中国の地主文書について——その種類と性質

てゆく、それに伴って経費の全体も、漸次減少する、と言うことによります。

これを別の言葉で言いかえますと、吳畚経棧と祭号との記録に現われた、地主と国家との農民余剰分配の比重は、日露戦争（光緒三〇年）と五四運動（民国八年）あたりを境にして、大きく変化して居る。そして日露戦争後、五四運動の直後位までは、国家の負担において、地主堂号の取分の比重が増えてゆく。それが民国一〇年以後になると、逆に税、および税以外の経費の比重が、共に急速に増大して、地主堂号の取分の割合は、ぐんぐん少くなってゆく。こう申してよかろうと思うのであります。つまり外形的には依然強盛を誇るように見えた中国の地主の経営收支関係には、一九二〇年頃を転機として、ある基本的な変化が起ったのではないか、と思われれます。同じ経過は、祭号の決算における小作料収入、税、其他経費、差引地主堂号取得分（「応支」額）の実数の推移に照しても見られることは、第二図から明らかであります。

税が国の取得分であり、差引応支額が地主堂号の

第2図 祭号決算の収支関係



の収益は、租棧の手を経てのみ成立するので、堂号の収益増が、租棧の収益減と併行する、と言うことは、ありえないことだからであります。

租棧文書は個々の年次の小作料催徴なり、小作人叫拘なりについては、随分明確に局所的な情報を与えてくれます。しかし何分第一次史料には第一次史料としての当然の制約があって、その特定の具体的なケースが、歴史全体の流れ

取得分であることには、何の問題もあり得ませんが、税以外の経費は内容が複雑で、すぐこれを租棧の取得分と見るわけには参りません。そこには国や役人の取得する「牌差」費だとか、「役費」だとかがふくまれると共に、租棧に帰属する「棧費」のような手数料も又ふくまれて居ます。そこでその動きには、恐らく異った要因間の相殺の結果、第一、二図とも、はっきりしないものがあるのだと考えますが、全体として言えば、やはり租棧の収益状況も、地主堂号のそれと共に上昇し下降したにちがいない、と思われまます。地主堂号

とか布置の中で、どう言う役割を占めるのかになると、仲々明らかにしてはくれません。例えば呉奮経棧と祭号について、右のような推移に関しても、それが当時の中国社会、又は江南の鄉村社会で、どれほど代表的、示準的な意味をもちうるものなのかは、これだけからでは軽々に断言することが出来ません。しかし少くともそれが興味ある研究仮説構築の材料になりうることだけは、間違いないでしょう。

又別の租棧についてでよければ、そのような地主採算の急激な悪化を、立証する史料がない訳でもありません。東洋文庫収蔵の費恭寿棧文書には、この話の冒頭以来、くりかえしてふれましたが、この費恭寿棧の棧主だった費氏の家系や、その主だった人たちの伝記が、ある程度知りうるのです。清末から民国初頭にかけての、この紳土地主の家の主人は、費樹爵、字は仲深と言つて、日清戦争後新学を好み、同人と蘇学会と言ひ結社を作つて、新書を読んだり、改新を夢みたりした人でした。科挙に失敗して捐納して主事になつて、袁世凱の幕僚をつとめたり、後には蘇州附近で「公民布廠」と言う織布工場だの、「蘇州電気廠」と言う電燈会社だの、「江豊農工銀行」と言う地方銀行だのを創設した、比較的時代の変化に敏感な、適応性の強い紳土地主だったので、張仲仁の書いた伝記によると、民国に入り、特に民国一五年以来、非常な苦境に陥りました。「国民革命ニハ奔走シテ波及ヲ免レシモ、吳江・震沢ノ世業ノ田六百畝、歴年不登。産ヲ析イテ税ヲ完スルモ尚足ラズ。県（政）府ニ請ウ、願ワクバ田ヲ以テ公ニ帰セント。請ウトコロヲ得ズ……。」小作料収入の減少が不作の結果だったのか、農村地帯の動乱の結果だったのか、他にどんな要因が作用して居たのか、なお慎重に考えなくてはなりませんけれども、どうも一九二〇年代に入つて中国の地主制は、急激に衰滅に到る弱体化を開始したのではないか。そしてそのような衰運はまことに象徴的にも、五四運動の直後

に始まったのではないか、こう考えてみる理由は大にありそうです。

どうも大変まとまりの悪い話で、誠に恐れ入りました。御清聴下さいましたことに、厚く御礼を申し上げます。

〔後記1〕 講演の際には、これにつづいて闕説した史料のスライド写真を映写し、これに解説と説明とを加えた。

この講演筆記からは、この部分を全部省略したので、これだけ読まれる読者は、或は行論の史料的事実について、不安を感じられることがあるかも知れぬ。しかし本講演の基礎になっている文書史料そのものに関する個別調査の結果は、もう別に単行論文を書いたり、或はごく近々に書くつもりであるから、そちらの方の参照をお願いしておきたい。(講演日時一九六四年十一月十一日、一九六五年七月二十五日加筆。)

〔後記2〕 最近菊池英夫氏の示教によって、今年になって中華人民共和国で、租棧に関する論文が一篇公刊されたことを知った。「文物」の一九六五年第三期、六一―七頁、および一一―一二頁に載っている周其忠「地主階級的聯合組織——平湖租棧聯合辦事处的几件罪証」である。四頁に満たぬ短篇ではあるが、(一) 従来余り問題にせられなかつた「租棧」についての研究であること、(二) 租棧組織が浙江省平湖県、つまり江蘇省以外にも存在したことの明証であること、(三) この「聯合辦事処」は一九四二年、日本軍占領下の浙江に結成されたもので、従って同治光緒から民国二〇年代にわたって、租棧の存在を跡づけえた従来の自分の調査は、さらに日中戦争中以來、延長されなくてはならぬことを示すものであること、等により、はなはだ重要であると思う。

内容は「催租通知」（かつての「租由」）、小作料納入に対する領収書、「平湖租棧聯合收摺」（かつては租由に印紙を貼り、捺印したものが、小作農民に返されて、これが收摺の役を果したのでないかと思われる）、および「催租信件」（かつても下郷催租した「催甲」が、しきりに城市の租棧師爺に宛てて書いたような、催租状況を報知する通信である）等を紹介し、革命前における地主の罪惡を立証するものとして、これを高く評価している。文中にはまた浙江省平湖県に、現に「地主庄园陳列館」と言うものが設けられて、ここに地主文書を陳列していることも記されている。この「催租信件」が白話文で、催租経過を詳細に報告しているのは興味深く、またかつての租由では、「飛限」、「頭限」、「二限」等、納限内の上櫃交租に対しては、多少とも定租額の割引を認める（名目的には少くとも）制度だったのに、この「催租通知」では、「飛限を逾えれば石に五升加算」とか、「頭限を逾えればさらに五升、（つまり一石に一石）、加収」とか、逆に小作料債務の加重（それも急激な加重）を規定している。その他具体的な細部について、二・三目新しい点がある。いずれ将来旧稿に加筆する機会があれば、もっとくわしく紹介したいが、取敢えず菊池氏の示教でこれを読んだので、このことを書き加えておく。尚この点につき中国研究所「新中国年鑑一九六五年版」（一九六五・四、極東）の「學術・歴史學」の項（三〇六—三〇七頁）にも記事が見える。（一九六五・九・一六、於メキシコ）

〔後記3〕 旅先に居ると何もすることのない時がある。週に講義三回、セミ三回と言えば、教室の負担は国立より重い、さてそれがすんでしまえば、会議もつきあひも、家の晩酌さえもない。そんな時に色々と考えて、色々と思い出すのである。以下に掲げるハーバードの楊聯陞教授の手紙の印刷なぞもそれである。この手紙は、自分がこの拙稿の本文で取り扱った、自分の最近の中國地主制研究に対して、きびしい批判と補正をしてくれようとしたものである。手紙ではあるけれども、内容は論文である。末尾

に出来たら印刷して、ぬきずりをくれないか、と書いてある。論文のような手紙を書いて、そのぬきずりを求められるのも、いかにも楊先生らしいが、しかしこの手紙には、十分そのうちがある。年報の編集の方々には恐縮だが、どうか後記をもう一つ、つけ加えることをお許し願いたい。(一九六五・一〇・五、これもメキシコにて。)

村松教授吾兄史席、接奉惠札、敬悉大著論文若干篇、即将彙印成集、至極欣慰。詢及芻蕘、尤見虚心。弟処前後取到大著単印本、凡六篇、俱已拜読。資料新穎、註釈詳密、議論明快、深為佩服。偶有可以補正之処、略陳於次。

哈仏大学漢和図書館亦藏有魚鱗冊及租冊數種。魚鱗冊較重要者、為長洲泉康熙拾伍年分奉旨丈量銷圩魚鱗清冊、計六冊。包括環字圩(二四九坵)及西照字圩(二五九坵)。各葉皆用木板刻用淺藍色印、成格式、用墨筆填註。各葉間有騎縫朱印、「江南蘇州長洲泉清田闕防」、是官書無疑。

租冊一為光緒三十年三十一年公号副租冊、即資興公所副租冊、凡二冊。一冊屬長元二泉、催甲趙三美、計長五十五戶、田一百三畝五分五厘九毫、米一百九石五斗四合、元十五戶、田二十二畝貳分五厘、米二十四石三斗。兩共計田巷

資興公所副租冊									
第 号									
佃		邑		都		園		圩	
田		畝		分		厘		毫	
實米		石		斗		升		合	
粉		斗		升		合			
年	年	戶		佃		邑		都	

百二十五畝八分另九毫、一冊只有長邑、催甲周富來、計一百十四戶、田二百十四畝九分四厘九毫、米二百二十石另四斗六升二合（另有「免米」「力米」）兩冊皆用木板刻用深藍色印成之格式、填寫之字用墨筆、長邑之長字及第若干号上之公字（蓋指公所、公記、公号）則用木戳朱印、格式如上圖。

公号、公記、即指公所。賓興公所乃地方上為試費設立之基金會（財團）、清代江南各省多有之。請參看拙稿「科舉時代的赴考旅費問題」（清華學報新二卷第二期、中華民國五十年六月、頁一一六至一三〇）何炳棣 Ping-ti Ho, *The Ladder of Success in Imperial China. Aspects of Social Mobility, 1368—1911*. Columbia University, 1962, pp. 203—212 書中、亦有討論、以上可與關於浙江永康胡氏試費義田之大稿相參。

哈仏又有一種「租米逐年成色總簿」、係同治五年分至光緒二年分。田皆在長興兩邑。最後一頁有

附記（六年分寫去）

本棧於拾月拾陸日起限收租

公盛棧

開倉一日、每畝饒米壹斗

頭限拾日、每畝饒米柒升

二限拾日、每畝饒米伍升

三限拾日、每畝饒米三升

私交催甲、不准銷由。 搥交醜米、定即篩撮。

近代中國の地主文書について——その種類と性質

過限銷由、概不讓米。

疑此租簿屬「公盛棧」(尚未查出屬於誰家、但公字亦可能指公所之類)。饒米之法、与大窰所引吳江費氏恭壽棧租籍便查冊中所謂飛限初限二限相似、可以互參、每年起限收租之日、可以不同。上引附記前一頁云、

五年分折價每石米貳千八百

六年分折價每石米壹千八百

七年分折價每石米壹千七百 九月廿八開棧

八年分折價每石米貳千四百 十月初四開棧

所謂五六七八(寫作 $\text{夕}\cdot\text{上}\cdot\text{二}\cdot\text{上}$)年當指同治年。開棧即起限收租之期、似多在十月、亦有在九月者。

此租簿雖只一冊、因是總簿、所管之田數量頗為可觀。同治五年分、記錄較詳。長邑梅字号租冊催甲曹惠忠、所管田三十九号、皆記明佃戶名、田若干、減入米若干、力(即力米)若干、 才 (即攬字之省)若干、某月日收洋若干、錢若干(洋壹元合一千文)或米若干、力米攬米若干、或錢若干(是年折價每石米貳千八百)。共田壹佰八十五畝八分三厘四毫。次為長邑蘭字号租冊催甲余南山、所管田三十号、分記同上、共田壹佰拾捌畝貳分參厘參毫。次為長邑竹字号租冊催甲徐文竜、所管田四十一号、分記同上、共田壹佰五十九畝貳分貳厘壹毫、長邑梅蘭竹共計田四百六十三畝二分八厘八毫。次為吳邑吳字号租冊催甲李春泉又瞿恒齋、所管田十九号、分記同上、共田肆拾八畝貳分貳厘。最後向貞總結如下、

梅蘭竹吳字号租冊

長 吳 總共田五百拾壹畝五分〇八毫

總共額米五百六拾九石七斗一升八合 又一斗

總共減米四拾石〇一斗一升貳合

總共實米五百念九石七斗〇六合

力米念石〇四斗八升四合

總共收正米貳佰〇四石八斗九升貳合

總共收正 洋 參佰〇五元

錢 找出六十二文

共収力 米 拾石〇六斗五升九合

錢 拾七千一百十二文

共収攬 米 拾壹石八斗八升

錢 拾六千六百廿九文

兩共収 米 貳佰念七石四斗三升一合

洋 參佰〇五元

錢 卅三千六百七十九文

又 収猪五只

収鷄參只

近代中國の地主文書について——その種類と性質

收猪收鷄之例、甚可注意。

以下各年、不記各号佃戶、只記總數。但記米有更(即粳) 秈之別、亦收穀(對折、即穀拾石折米五石)。 秈、梗、穀亦作秈更、濕更、毛穀。英本洋有時分計、有時合計。同治六年至八年、本洋一元合一千一百八十文、英洋合一千一百四十文或皆合一千一百文。同治六年、尚收有毛猪一只、作洋三元(一千一百)、 蓆一令(即領) 作錢五百文、又拾子一只作洋貳元(合一千一百)、 蓆一令、作錢五百文、又小猪一只、作錢貳千。又旧拾子一張作錢一千八百。

同治六年長邑有「梅蘭竹菊順」五字、共計田壹千另八十一畝七分一厘一毫、吳邑有「濟福調吳」四字、共計田四百拾五畝一分二厘五毫、長吳兩邑統共計田壹千四百九十六畝八分三厘六毫、統計減入米壹千五百五十六石六斗七升九合、外力米五十九石九斗七升三合、統共除去力米淨收見米壹千〇卅一石二斗一升二合五毛、照減入合六六二成、每畝收米合六斗八升九合。

同治七年分、長(梅蘭竹菊順) 吳(人壽福年吳濟調) 兩邑總共計田壹千九百四十九畝一分五厘六毫、總共計減入米貳千石〇〇八石三斗九升九合、外力米七十七石九斗六升一合、攬米念二石五斗五升一合。除去力攬米淨收見米壹千三百九十二石六斗七升八合。照減入帛六九四成、每畝合收見七斗一升四合。

以下同治捌年、長(梅蘭竹菊) 吳(人壽豐年調順) 拾冊統共田貳千四百六十一畝〇一厘三毫、淨收米壹千六百六十八石四斗四升三合、統照減入帛六六二成、統划每畝收米六斗七升七合二。同治九年、長(梅蘭竹菊)、吳(人壽年豐風調順) 十一冊、共計田貳千八百〇九畝七分〇八厘、統共收見租米連錢洋合米貳千〇八十六石八斗一升一合、內力攬除淨、統划帛七二六成、每畝統划收見米七斗四升貳合。其中吳邑風字号係「典產」、共計田壹佰一十一畝六分四厘五毫、催

甲趙玉山。(關於「典売」「絶売」「加絶」等、可參考 Pierre Hoang, *Notions techniques sur la propriété en Chine*, Shanghai, 1897)

同治拾年分、長邑梅蘭竹菊四冊、吳邑人壽年豐耕誥伝家元九冊、共十三冊、共計田參千〇卅六畝六分七厘五毫、統共收見租米、貳千〇八十三石八斗五升九合、内力攬除淨、統划每六七二成、統划每畝收見米六斗八升六合。另長邑絳字号、共田貳佰五十七畝九分六厘貳毫、十年分寄蔣棧收見折米貳佰念參石七斗九升、划八八九七成、每畝划收見米八斗六升七合。寄蔣棧似指由蔣棧代為收租。同治拾壹年、長邑梅蘭竹菊四冊、吳邑人壽年豐耕誥伝家元九冊、共十三冊、共計田參仟零七十五畝五分一厘五毫、統共收見除力淨米貳仟參佰四拾九石四斗九升七合、統划婦七四九成、每畝統划收米七斗六升四合。又長邑絳字号、共田三佰四十一畝八分〇五毫、共寄蔣棧收折米貳佰八十五石四斗四升五合划八四一一成、每畝划收米八斗三升五合一勺。

同治拾貳年分、長邑梅蘭竹菊四冊、吳邑人壽年豐耕誥伝家元亨利十一冊、共十五冊、計田參千七百八十一畝〇壹厘、統共除力攬淨收見米壹千五百五十四石七斗八升三合、統划三成九七、每畝划收見米四斗一升一合。又長邑絳字号第一冊第二冊、共計田陸佰四十七畝九分九厘七毫、總共收見淨米五百〇一石八斗一升六合、統划七八二成、每畝統划收見米七斗七升四合。似原由蔣棧寄收之田、因數量增加、租米改歸本棧自收。

同治拾參年分長邑梅蘭竹菊四冊、吳邑人壽年豐耕誥伝家元亨利十一冊、共十五冊、計田三千七百七十七畝三分六厘、統共收見米貳千七百五十一石七斗五升九合、照減入划七成〇四、統划每畝收見七斗貳升八合。又絳字号第一二三冊計田壹千〇卅五畝九分三厘七毫、共收見米八百七十三石七斗〇九合、承(即承攬之承)力除淨、外布六疋未作米。統划

八四四成、每畝統划收見米八斗四升二合。

光緒元年分、長邑梅蘭竹菊四冊、吳邑人壽年豐耕誦伝家元亨利十一冊、長吳兩邑共田三千八百八十畝三分三毛、除力攪淨收見米貳千八百八十四石貳斗五升七合。統照減入掃七一七成、每畝共划收見米七斗四升三合、又長邑經字号第一至第四冊、共田一千四百九十畝八分五厘九毫、共結除力米統共淨收見一千一百廿六石五斗四升六合、統划七五一成、統扯每畝收見米七斗五升四合。

光緒二年分、長邑四冊、吳邑十一冊、兩邑共田參千八百八十五畝八分貳厘參毫、統共收見米貳千七百廿五石八斗〇八合。統划掃六八九成、統划每畝七斗〇一合。又長邑經字号第一至第五冊、共田壹千八百九十四畝四分〇六毫、統共收見折米壹千五百五十四石五斗一升九合。統划八一五成、每畝統扯收見米八斗貳升。可見數年來、經字号田畝數、歷有增加。全冊所記止於是年。以上所錄可供租棧研究之參考。

大稿江蘇省吳江縣費氏恭壽棧租籍便查冊文中有小誤、第三三、三七等頁「丁太夫人憂」之丁字係動詞(當也遭也)、非人姓。宣統二年逝世之太夫人即陸太夫人。「混堂巷」(頁三三)是蘇州地名、非北京地名、以上係王守鏡先生指出。王先生(頁三七)是清華前輩、(年長於第十歲)、美國哥倫比亞大學物理學博士、曾任浙江大學北京大學教授國民政府資源委員會中央機器廠總經理(總轄七廠)、現在麻省理工學院(M·I·T)物理研究員、夫人費令宜(作宜者誤)、現任波士頓某書局編輯、又大稿中攬字偶作攬、柒字偶作柴(馮林一棧)、想是誤植。

以上如有可採或可收入尊著、作為附錄。如能別贈附錄單印本數十份尤為感激。專請

教安

弟楊聯陞拜啓 一九六四年十月二日